

○うんぜん逸品認定要綱

平成20年12月16日

告示第158号

改正 平成26年2月17日告示第8号

(目的)

第1条 この告示は、雲仙市内の優良な商工製品（以下「商品」という。）を「うんぜん逸品」として認定し、商品のPRと雲仙市のイメージアップを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「認定」とは、生産者からの申請に基づき雲仙市に関する商品について、認定の基準に適合するものを「うんぜん逸品」として認めることをいう。

(対象者)

第3条 認定の申請ができる者は、雲仙市内に住所又は事業所を有する生産者等とする。

(認定基準)

第4条 認定を受けようとする商品は、次に掲げる基準のいずれかに適合する商品とする。

- (1) 雲仙市内の素材を使って製造・加工された商品であること。
- (2) 雲仙市のイメージを連想させ、品質等において優れている商品。
- (3) 国や県の博覧会等で上位入賞する等の一定の評価が得られた商品又は評価を得られた生産者等が作った商品であること。

(認定申請)

第5条 認定を受けようとする者は、うんぜん逸品認定申請書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) うんぜん逸品認定申請誓約書（様式第2号）
- (2) その他関係書類

(認定審査及び決定)

第6条 市長は、前条に規定する認定申請書の提出を受けた場合には、うんぜん逸品認定委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。

- 2 委員会は前条の諮問に対し、認定基準に基づき審査し、その結果を市長に報告するものとする。この場合において市長は、委員会の報告に対し意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の審査結果に基づき「うんぜん逸品」と認める場合は、うんぜん逸品認定書（様式第3号）を申請者に交付する。
- 4 市長は、第2項の審査結果に基づき「うんぜん逸品」と認めることが出来ない場合は、うんぜん逸品不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(認定の有効期限)

第7条 商品認定の有効期限は、認定した日から3年以内とする。

- 2 前項に規定する認定の有効期限満了において、前条第3項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）で再認定を受けようとする者は、有効期限3箇月前までにうんぜん逸品再認定申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(認定の変更)

第8条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、うんぜん逸品認定事項変更届出書（様式第6号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 認定品の名称を変更したとき。
- (2) 認定事業者の氏名若しくは名称又は住所等を変更したとき。
- (3) その他うんぜん逸品認定申請書（様式第1号）記載事項に変更が生じたとき。

2 市長は前項の規定により提出された、うんぜん逸品認定事項変更届出書（様式第6号）を受理した際、第6条の規定は、認定の変更についても準用する。

（認定の表示等）

第9条 認定事業者は「うんぜん逸品」の表示及び認定されたことをPRすることができる。

（調査及び検査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、認定されたうんぜん逸品（以下「認定品」という。）の調査又は検査を行うことができる。

（認定の取消し）

第11条 市長は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において市長は委員会に意見を聞くことができる。

- (1) 認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 不正の手段により認定品の製造・加工又は販売をしたとき。
- (4) 前条の規定による調査又は検査を正当な理由なく拒否したとき。

（その他）

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月17日告示第8号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条、第8条関係)

うんぜん逸品認定申請書

年 月 日

雲仙市長 様

申請者 住 所

(団体及び部会は主たる事務所の所在地)

氏 名 ㊟

(団体及び部会は名称及び代表者の職、氏名)

うんぜん逸品認定要綱第5条の規定に基づき、次の関係書類を添えて申請します。

申 請 商 品 名	
申請商品の主原材料名	
年間出荷(販売)予定数量	kg(箱・パック・個)
主 な 販 売 (出 荷) 先	
備 考 (商品の特徴及び特徴的な生産方法等)	

添付書類

- うんぜん逸品認定申請誓約書
- その他関係書類

様式第2号(第5条関係)

うんぜん逸品認定申請誓約書

年 月 日

雲仙市長 様

申請者 住 所

(団体及び部会は主たる事務所の所在地)

氏 名 ㊟
(団体及び部会は名称及び代表者の職、氏名)

この度、うんぜん逸品認定要綱第5条の規定に基づきうんぜん逸品認定申請を提出するにあたり、申請内容及び認定条件につきましては遵守し生産及び管理を行います。

記

申請商品名

様式第3号(第6条関係)

うんぜん逸品認定書

年 月 日

申請者 様

雲仙市長



うんぜん逸品認定要綱第6条第3項の規定に基づき、下記の物を「うんぜん逸品」として認定します。

記

認定商品名

認定にかかる適合区分 うんぜん逸品認定要綱
第4条第1項第 号に該当

認定番号 号

有効期限 年 3月末日

認定の条件

様式第4号(第6条関係)

うんぜん逸品不認定通知書

年 月 日

申請者 様

雲仙市長



年 月 日付けで申請のあった商品については、うんぜん逸品認定委員会での審査の結果、下記の理由により不認定となりましたので、うんぜん逸品認定要綱第6条第4項の規定に基づき通知します。

記

申請商品名

理 由

様式第5号(第7条関係)

うんぜん逸品再認定申請書

年 月 日

雲仙市長 様

申請者 住 所

(団体及び部会は主たる事務所の所在地)

氏 名 ㊟

(団体及び部会は名称及び代表者の職、氏名)

うんぜん逸品認定要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり再認定申請をします。

認 定 番 号	
申 請 商 品 名	
申請商品の主原材料名	
商品認定の有効期限	年3月末日まで

様式第6号(第8条関係)

うんぜん逸品認定事項変更届出書

年 月 日

雲仙市長 様

申請者 住 所

(団体及び部会は主たる事務所の所在地)

氏 名

(団体及び部会は名称及び代表者の職、氏名)

うんぜん逸品認定要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

認 定 番 号		
うんぜん逸品商品名		
変 更 事 項	新	
	旧	

様式第1号 (第5条、第8条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)